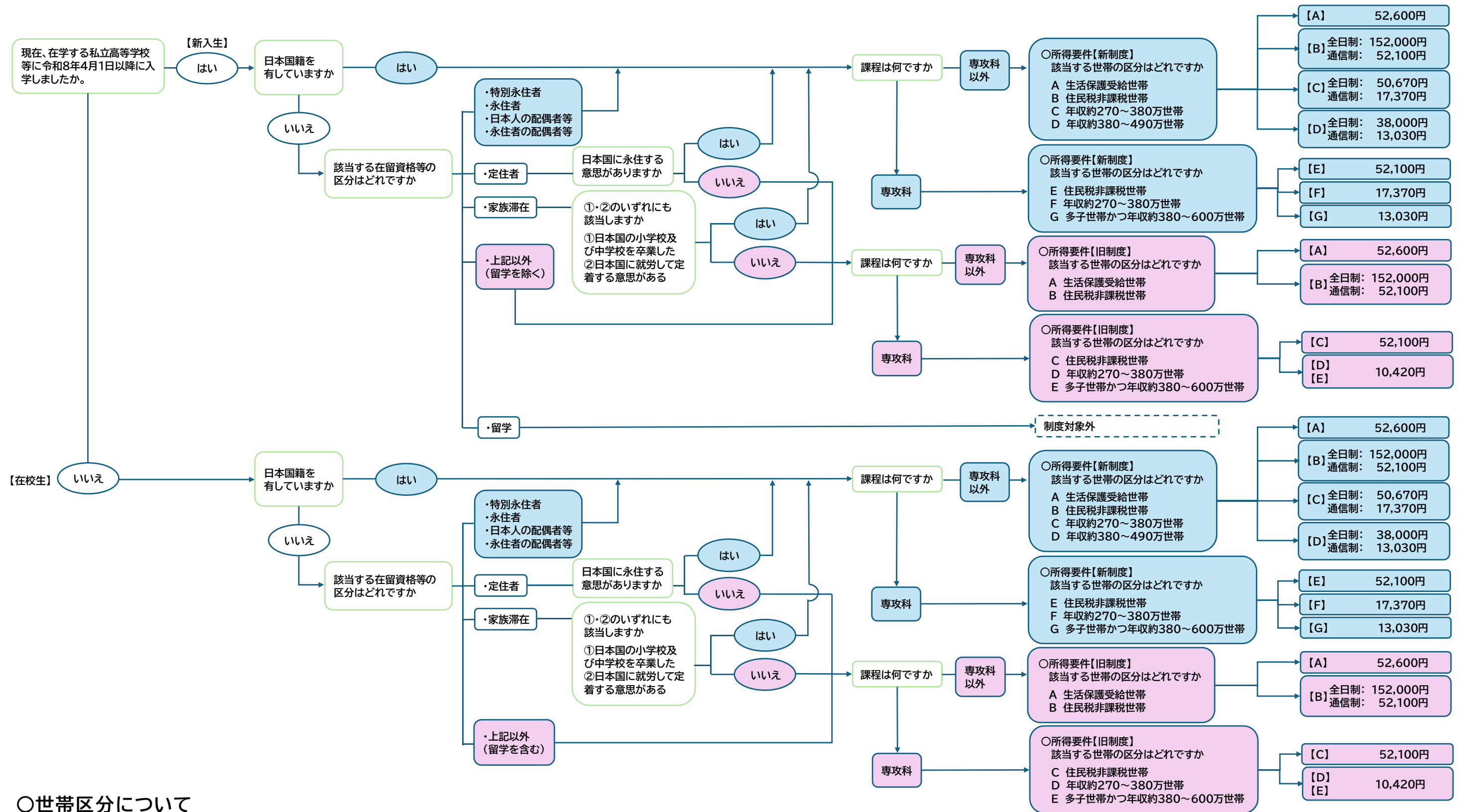


埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請) 確認フローチャート



○世帯区分について

年収はあくまでも目安であり、実際の補助額は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額により判定します。

- ・「住民税非課税世帯」：所得割額が 0 円(非課税)の世帯
- ・「年収約270～380万世帯」：所得割額が 10 万 5,500 円未満の世帯(非課税世帯を除く)
- ・「年収約380～490万世帯」：所得割額が 10 万 5,500 円以上 18 万 2,500 円未満の世帯
- ・「多子世帯かつ年収約380～600万世帯」：所得割額が 10 万 5,500 円以上 26 万 4,500 円未満かつ子を 3 人以上扶養している世帯

※ 就学支援金制度(新制度)の対象外となる外国人学校に通う方は、右のお問い合わせ先まで御連絡ください。

お問い合わせ先
(県内校の場合)
在学されている学校(事務室)に直接お問合せください。
(県外校の場合)
埼玉県総務部学事課学費軽減ヘルプデスク
TEL:048-830-2725 (平日:午前8:30~午後5:15)